



災害時の避難に支援が必要と思われる方のための 避難行動要支援者制度のご案内

避難行動要支援者制度とは

災害時の避難に支援が必要と思われる方が、日頃から地域支援活動をされている方々にあなたの情報を提供することで、安否確認などの避難支援に役立てる制度です。

この制度を通して、誰もが安心して暮らすことのできる地域づくりをめざします。

自ら避難することが困難で、次の①～⑥に該当する方です。
(施設に入所している方を除く)

市役所から送付された登録申請書で申請します

- ① 要介護3以上の認定を受けている方
- ② 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている方
- ③ 療育手帳(程度区分A1又はA2)の交付を受けている方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の交付を受けている方



自己申告で申請します

- ⑤ 75歳以上の高齢者のみで構成される世帯の方
- ⑥ これらに準じる状態で、自ら支援が必要であることを申し出た方



申請

登録申請があった方の『地域ささえあい名簿』を作成します。

名簿記載事項

- ① 氏名 ② 生年月日 ③ 性別 ④ 住所 ⑤ 電話番号等
- ⑥ 世帯人数 ⑦ 自治会名 ⑧ 緊急連絡先
- ⑨ 支援を必要とする理由 ⑩ その他支援に必要な事項



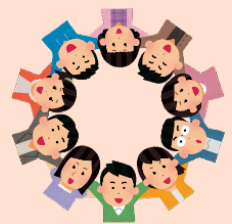
※一度登録されると変更の申し出がない限り、登録は継続されます。



『地域ささえあい名簿』提供

『地域ささえあい名簿』を避難支援関係者である自治会、民生委員・児童委員、消防関係、社会福祉協議会等で共有します。

避難支援関係者は、お住まいの地域で、災害時の安否確認などの避難支援やそのために必要な平時の情報確認などに『地域ささえあい名簿』を活用します。



日頃から、あなたのことを知る人が多ければ、災害時に、安否確認などの避難支援を受けられる可能性が高まります。

あなたのことを地域に知らせるためには、

登録申請が必要です。

地域ささえあい名簿活用事例

避難所での安否確認に活用



地域の方々
(避難支援関係者)

Aさん、Bさんは避難所にいる。
Cさんがいないから、家にいるかも。

支援に行こう。



支援者

避難生活支援に活用



支援者

ボランティアとして、障がい者の支援が
したいんですけど、どこにいますか？

Aさんはここ、Bさんはここに住んでいま
すので、自宅で避難生活をしているかもし
れません。



支援者

支援に行こう。



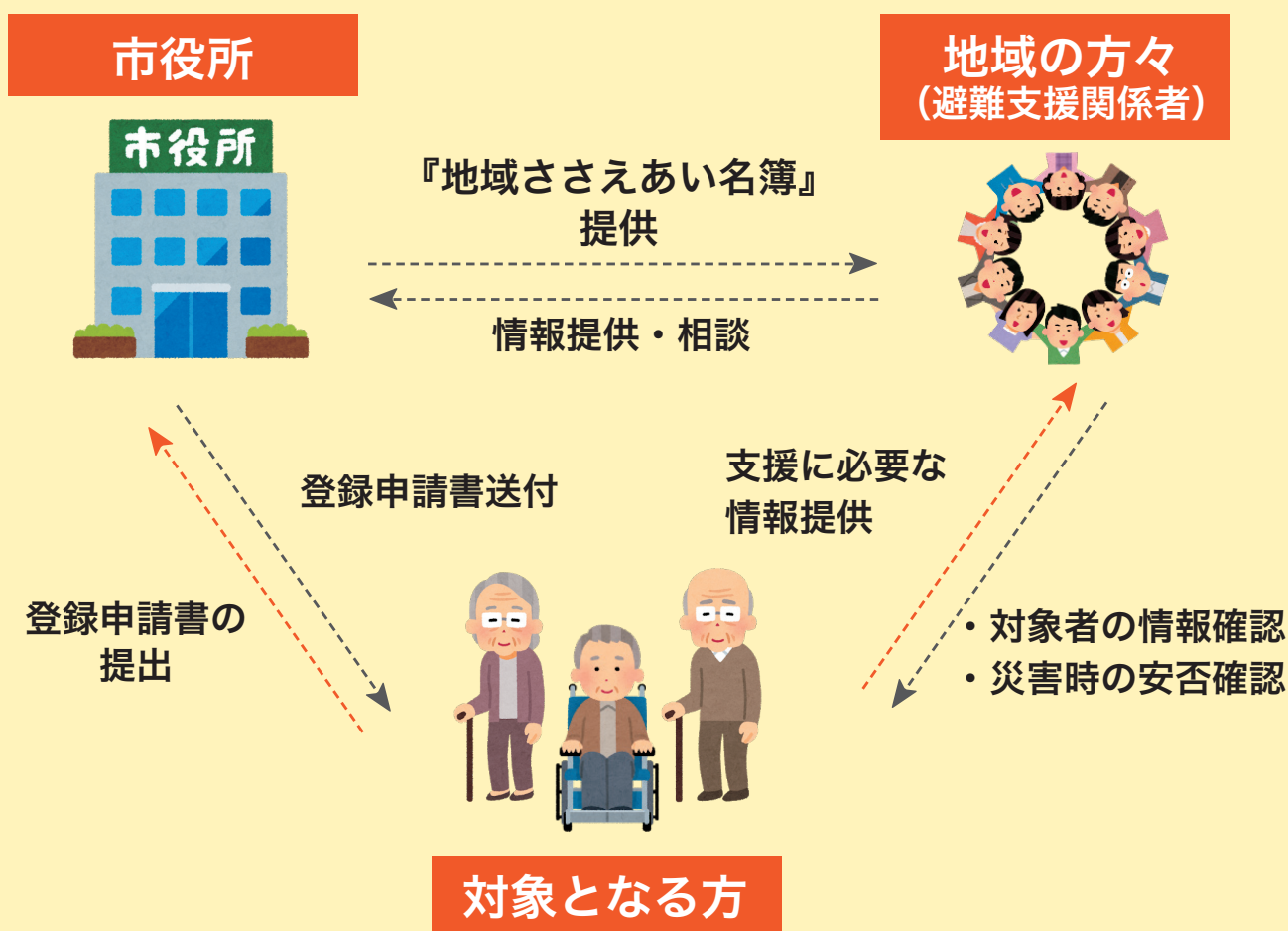
地域の方々
(避難支援関係者)



どうして登録申請をした方がいいの？

安否確認や避難支援に役立てたり、自宅で避難生活を送っている人への支援につながります。登録申請者の情報が充実すればするほど、支援者は、支援しやすくなり、支援のヒントになります。

【イメージ図】



※個人情報については、市役所及び避難支援関係者において、適正に管理します。

災害時には支援する側も、まずご自身やご家族の安全確保が最優先となるため、登録によって災害時の支援が必ずされるということではありません。

自分の命を守るためには、自主的な行動が必要です。同行避難の可能性が高まりますので、玄関までは自力で逃げてください。

支援に支障をきたすため、申請内容が変わりましたら、速やかに地域福祉課へご連絡ください。

お問い合わせ先

志摩市 健康福祉部 地域福祉課 (1階6番窓口)

住所/〒517-0592 志摩市阿児町鵜方 3098-22

TEL 0599-44-0283 FAX 0599-44-5260

メールアドレス chiikifukushi@city.shima.lg.jp